

呉市地域公共交通協議会規約等の一部改正について

1 改正理由

令和5年10月1日に「道路運送法（昭和26年法律第183号）の一部を改正する法律」が施行され、一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金の協議について、運賃及び料金の設定又は変更を上限認可申請によらず、協議運賃の届出とする場合は、地域公共交通会議（呉市では呉市地域公共交通協議会）ではなく、道路運送法第9条第4項に規定する協議会において協議が必要となりました。

このことに伴い、道路運送法第9条第4項に規定する協議会を設置するため、呉市地域公共交通協議会規約及び呉市地域公共交通協議会分科会設置規程の一部を改正するもの。

2 改正内容

(1) 呉市地域公共交通協議会規約

第2条第1項第4号中「及び運賃，料金」を削る。

第9条中第2項を第3項とし，第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず，道路運送法第9条第4項に規定する運賃等について協議する場合は，別に定める分科会において協議を行わなければならない。

(2) 呉市地域公共交通協議会分科会設置規程

第2条中「，専門的に」を「の専門的な」に改め，「調整」の次に「，及び道路運送法第9条第4項に規定する運賃等（以下「協議運賃」という。）に関する協議」を加える。

第3条に次の1項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず，協議運賃に関する協議を行う分科会の委員は，道路運送法第9条第4項の各号に掲げる者のうちから会長が指名する者とする。

第4条第2項に次のただし書きを加える。

ただし，協議運賃に関する協議を行う分科会の委員長は，前条第3項の規定により道路運送法第9条第4項第1号に掲げる者として会長が指名した者をもって充てる。

第9条中「協議会に諮り」を「別に」に改める。

別表に次のように加える。

運賃協議委員会	協議運賃に関すること
---------	------------

3 新旧対照表

(1) 呉市地域公共交通協議会規約

別紙1のとおり

(2) 呉市地域公共交通協議会分科会設置規程

別紙2のとおり

【参考1】

改正後の道路運送法（抜粋）

（一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金）

第九条 略

4 一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域（以下この項において「路線等」という。）に係る運賃等について協議が調ったときは、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。当該協議会において当該運賃等の変更について協議が調ったときも、同様とする。

一 当該路線等をその区域に含む市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は都道府県

二 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者

三 当該路線等を管轄する地方運輸局長

四 第一号に規定する市町村の長又は同号に規定する都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者

（以下省略）

【参考2】

今後の予定

令和6年2月第2週	・令和5年度第3回呉市地域公共交通協議会（書面審議） （協議事項：規約の改正，運賃協議委員会設置規程の制定）
令和6年2月第3週	・令和5年度第4回呉市地域公共交通協議会（書面審議） （協議事項：昭和循環線「南コース」の事業計画変更（案）） ・運賃協議委員会 （協議事項：昭和循環線「南コース」の事業計画変更（案）に係る協議運賃）
令和6年2月第5週	・広島運輸支局への届出（運行事業者）
令和6年4月1日	・事業計画等変更後の昭和循環線「南コース」の運行開始